

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 九月 二十五日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はしもと内科医院	下関市長府松小田本町二五番一―号	令和 八年 十一月 一日
なごみクリニツク	下関市菊川町田部一二〇二番地一	〃
みすみクリニツク	山口市小郡明治一丁目五番二号	〃
三の宮の耳鼻咽喉科	山口市三の宮二丁目三一―二六	〃
青空診療所	岩国市平田六丁目二四番五号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 九月 二十五日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野間歯科医院	下関市今浦町一〇―二七	令和 八年 十一月 一日
歯科・沖田オフィス	宇部市昭和町一丁目四番五号	〃
しばた歯科医院	山口市香山町六―二四	〃
ふじもと歯科クリニック	下松市琴平町二丁目七―二八	令和 八年 十一月 十六日
くもい歯科医院	光市島田一丁目一―番二五号	令和 八年 十一月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 九月 二十五日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社のぞみ薬局	下関市田中町四番六号	令和 八年 十一月 一日
つばさ薬局	宇部市浜町二丁目一一一四	令和 八年 十一月 四日
こころ薬局 三の宮店	山口市三の宮二丁目二一六〇番七	令和 八年 十一月 一日
阿知須薬局	山口市阿知須四二三九番地四	〃
あおば薬局	萩市今古萩町四〇番地一	令和 八年 十一月 四日
いちご薬局	岩国市南岩国町二丁目七七番二二号	令和 八年 十一月 一日
成和薬局 梅が丘店	岩国市平田六丁目一一一二〇	〃
レモン薬局	周南市弥生町二丁目八	〃

名 称		所 在 地		指 定 年 月 日	
ひとみ薬局		周南市新町一丁目二五番地二		令和 八年 十一月 一日	
おひさま薬局		山陽小野田市大字西高泊六七二番地三		〃	